

情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについての一部改正

○ 通 達

令和3年12月1日付け基発1201第7号

「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の一部改正について

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211201K0030.pdf>

をご覧ください。（厚生労働省HPへ遷移します。PDF版 1枚）

・ 別添 新旧対照表

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211201K0031.pdf>

・ 改正後全文（令和元年7月12日付け基発0712第3号）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211201K0032.pdf>

○ 改正の内容をまとめたリーフレットは見当たりませんでした。（12/10）

（参 考）

令和元年7月12日付け基発0712第3号通達の別添で示されたガイドラインの照度の取扱い等が新旧対照表の内容のとおり改められ、また、テレワークを行う労働者に適用される「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」による措置にあっても、事務所衛生基準規則、労働安全衛生規則及び情報機器ガイドラインの衛生基準と同等の作業環境となるよう、テレワークを行う労働者に助言等を行うことが望ましいとされています。

以下に抜粋をお示しします。

令和3年12月1日付け基発1201第7号

「『情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて』の一部改正について」

令和元年7月12日付け基発0712第3号「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドラインについて」の別添「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」における照度の取扱い等を別添のとおり改めることとしたので、その運用に遺漏なきを期されたい。

別添 新旧対照表

改正後全文（令和元年7月12日付け基発0712第3号）

また、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」中の「10配慮事項等」の（3）には、次のとおり示されています。

（3）テレワークを行う労働者に対する配慮事項

情報機器ガイドラインのほか、テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」（令和3年3月25日付け基発0325第2号、雇均発0325第3号

「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインについて」 別添 1) を参照して必要な健康確保措置を講じること。

その際、事業者が業務のために提供している作業場以外でテレワークを行う場合については、事務所衛生基準規則、労働安全衛生規則及び情報機器ガイドラインの衛生基準と同等の作業環境となるよう、テレワークを行う労働者に助言等を行うことが望ましい。

一方、令和3年3月25日付け基発0325第2号／雇均発0325第3号の別添1で示された「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」中の「8 テレワークにおける安全衛生の確保」の(3)には、次のとおり示されています。

(3) 自宅等でテレワークを行う際の作業環境整備の留意点

テレワークを行う作業場が、労働者の自宅等事業者が業務のために提供している作業場以外である場合には、事務所衛生基準規則(昭和47年労働省令第43号)、労働安全衛生規則(一部、労働者を就業させる建設物その他の作業場に係る規定)及び「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(令和元年7月12日基発0712第3号)は一般には適用されないが、安全衛生に配慮したテレワークが実施されるよう、これらの衛生基準と同等の作業環境となるよう、事業者はテレワークを行う労働者に教育・助言等を行い、別紙2の「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト(労働者用)」を活用すること等により、自宅等の作業環境に関する状況の報告を求めるとともに、必要な場合には、労使が協力して改善を図る又は自宅以外の場所(サテライトオフィス等)の活用を検討することが重要である。

・令和3年3月25日付け基発0325第2号／雇均発0325第3号
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc6069&dataType=1&pageNo=1

・自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【事業者用】(1~2頁)と【労働者用】(3頁)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000755113.pdf>